

高知県鉄道高速化促進期成同盟会規約

(名称)

第1条 本会は、「高知県鉄道高速化促進期成同盟会」という。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の緊密な連絡提携により、四国への新幹線等の導入による鉄道の抜本的高速化を図り、もって地域の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国等への提言、要望活動
- (2) 調査研究及び広報
- (3) その他目的の達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、次の者をもって組織する。

- (1) 高知県知事及び高知県議会議長
- (2) 県内市町村の長
- (3) 本会の趣旨に賛同する団体の代表者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- 2 役員は、会員の互選によって選出する。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会とする。

- 2 会議は、会長が招集し、会議の議長は、会長をもって充てる。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、高知県産業振興推進部交通運輸政策課内に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。

付則

この規約は、平成28年5月19日から施行する。